

第12章 公害への苦情

第1節 公害苦情の状況

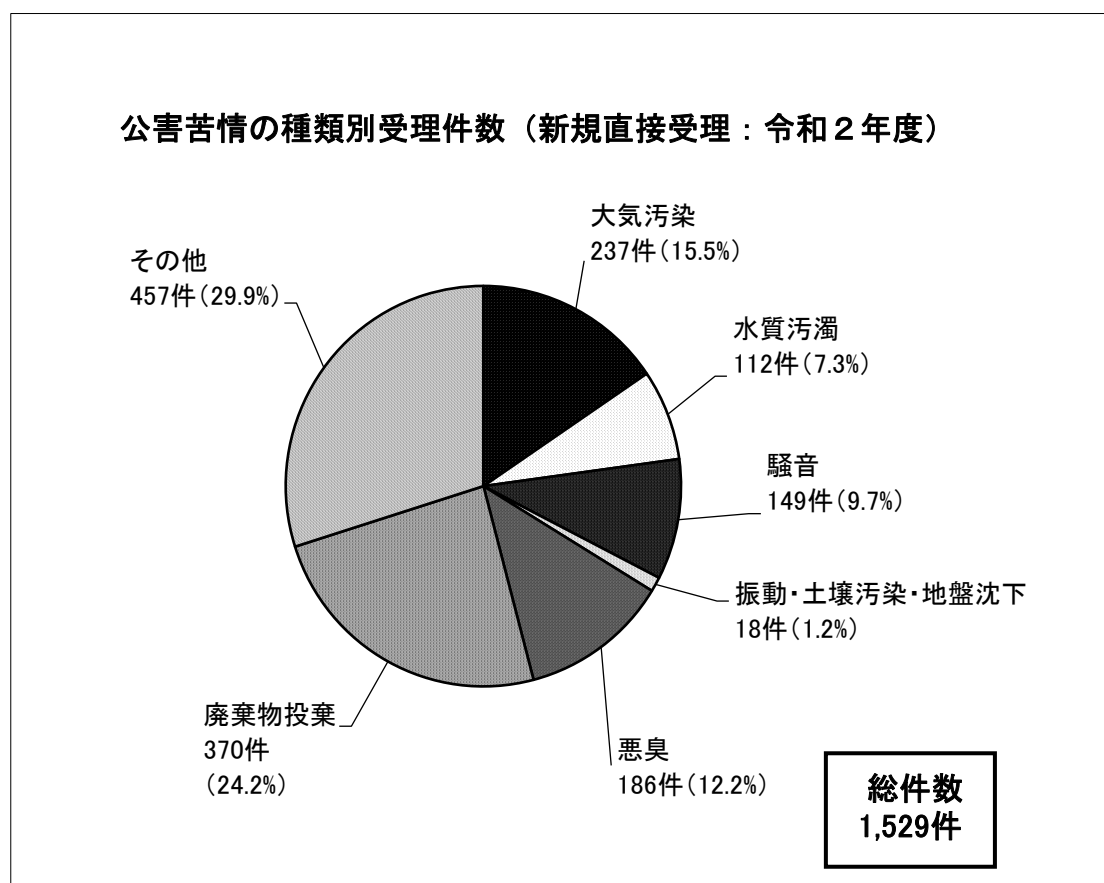
令和2年度は、県及び市町村で新たに1,529件の公害苦情を受理しました。

そのうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は702件（45.9%）、典型7公害以外の苦情は827件（54.7%）でした。

1 公害苦情の種類別受理状況（新規直接受理）

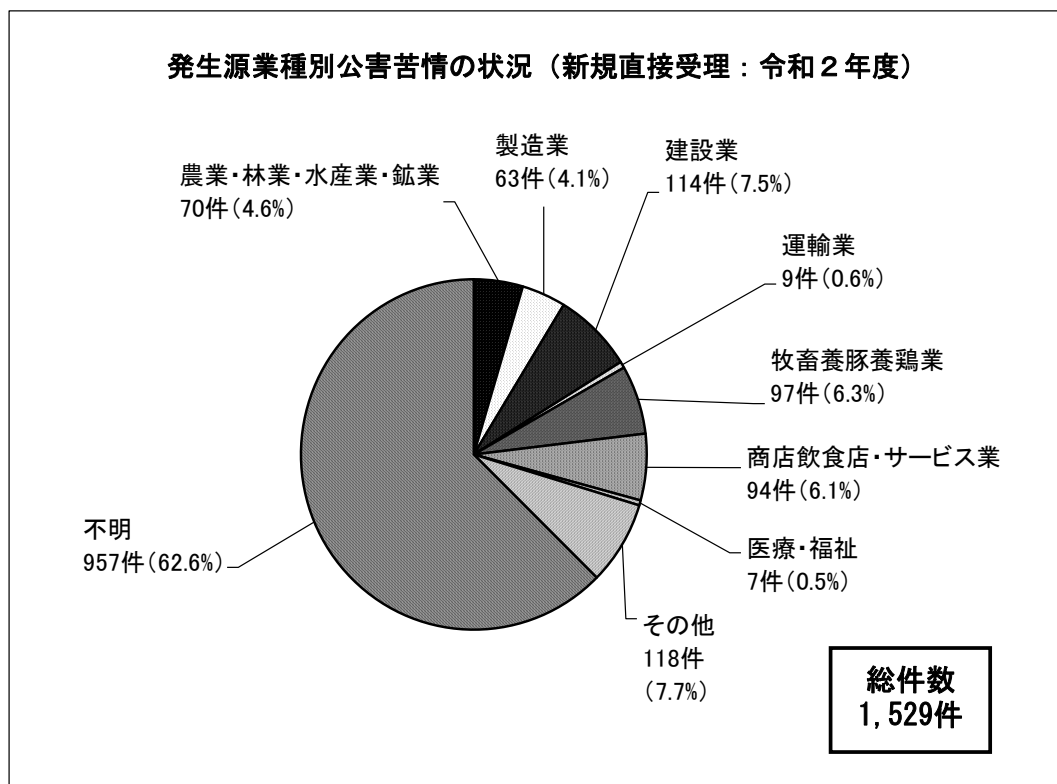
典型7公害に関する苦情では、大気汚染が237件（15.5%）と最も多く、次いで悪臭が186件（12.2%）、騒音が149件（9.7%）の順となっています。

また、典型7公害以外の苦情では、廃棄物の不法投棄が370件（24.2%）となっています。



2 発生源別公害苦情の状況（新規直接受理）

公害発生源別業種別に苦情の状況を見ると、発生源が明らかな苦情の中では建設業が114件（7.5%）と最も多く、次いで牧畜養豚養鶏業が97件（6.3%）、商店飲食業・サービス業が94件（6.1%）の順となっています。



※グラフ内の「その他」は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、教育・学習支援業、その他の合計を示します。

(1) 農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情の状況

農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情件数70件の内訳は、業種別にみると、農業・林業が67件（95.7%）、鉱業が3件（4.3%）となっています。また、公害の種類別でみると、悪臭が27件（38.6%）、水質汚濁が13件（18.6%）、大気汚染が9件（12.9%）となっています。

(2) 商店飲食店・サービス業に関する苦情の状況

商店飲食店・サービス業に関する苦情件数94件の内訳は、公害の種類別にみると、騒音が29件（30.9%）、悪臭が22件（23.4%）、水質汚濁が7件（7.4%）となっています。

(3) 建設業に関する苦情の状況

建設業に関する苦情件数114件の内訳は、公害の種類別にみると、大気汚染が36件（31.6%）、騒音が35件（30.7%）、廃棄物投棄が21件（18.4%）となっています。

(4) 牧畜養豚養鶏場に関する苦情の状況

牧畜養豚養鶏場に関する苦情件数97件の内訳は、業種別にみると、養牛場が44件（45.4%）、養豚場が29件（29.9%）、養鶏場が21件（21.6%）となっています。また、公害の種類別でみると、悪臭が49件（50.5%）、水質汚濁が20件（20.6%）となっています。

(5) 製造業に関する苦情の状況

製造業に関する苦情件数63件の内訳は、公害の種類別にみると、騒音が16件（25.4%）、悪

臭が15件（23.8%）、水質汚濁が12件（19.0%）となっています。

第2節 苦情処理の状況

令和2年度の公害苦情受理及び処理の総件数は1,546件で、受理件数の内訳は、新規直接受理1,529件、前年度からの繰越17件で、その処理状況は直接処理解決1,114件、他へ移送93件、翌年度へ繰越21件、その他318件となっています。

公害苦情の受理件数及び処理件数（令和2年度）

機 関	受 理 件 数			処 理 件 数				
	計	新 規 直 接 受 理	前年度 か ら 繰 越	計	直 接 処 理 解 決	他 へ 移 送	翌年度 へ繰越	その他
県	115	111	4	115	86	23	4	2
市 町 村	1,431	1,418	13	1,431	1,028	70	17	316
計	1,546	1,529	17	1,546	1,114	93	21	318

第3節 公害紛争処理の状況

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、昭和45年に制定された公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。

公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会が設置されており、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみです。）の4つの手続により、紛争の解決が図られています。

本県においても、公害紛争処理法に基づき昭和45年に宮崎県公害紛争処理条例を制定するとともに、同条例に基づき宮崎県公害審査会を設置し、公害に係る紛争の処理体制を整備しました。

令和2年度までの本県での処理事案（受付年度別）は、平成3年度に1件、平成6年度に1件、平成15年度に2件、平成17年度に1件、平成28年度に1件、令和元年度に1件で、いずれも調停事件となっています。